（設計業務等委託契約・指名競争入札）

入　札　条　件

1　電子入札

本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）の適用を受ける。

電子入札システムを利用できるものとして登録されている者（以下「利用登録者」という。）は、電子要領に定めるところに従い、電子入札システムを利用して手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない場合において発注機関から書面参加の承認を得た利用登録者（以下「書面参加者」という。）は、それ以後の書類の提出を書面によって行うものとする。

2　入札保証金

免除する。

3　契約保証金

安芸高田市財務規則（平成16年規則第39号）第75条の規定により、契約金額の10分の1以上を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

(1)　金融機関・保証事業会社の履行保証保険契約に係る保証証券を提供したとき。

(2)　国債・地方債、政府・金融機関の債権又は金融機関の小切手・手形など確実な担保が提供されたとき。

(3)　契約の日の属する年度及びその前２年度の間に当該入札に係る契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3の2　保証債務履行請求期限

銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合による保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後 6 か月以上確保すること。

4　入札方法

(1)　電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、書面により3桁のくじ番号を記載した（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。

ア　提出者の商号又は名称

イ　入札書が在中している旨

ウ　当該入札等に係る委託業務等の名称及び開札日

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に該当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。

(4)　提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

(5)　設計図書に対する質問がある場合は、次に掲げる期間内に「設計図書に対する質問・回答書」を作成の上、次に掲げるとおりメール又は持参により提出すること。回答は、設計図書の閲覧期間終了までの間、設計図書の閲覧場所において閲覧に供し、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

受付期間　閲覧開始日から開札予定日の6日前まで毎日（休日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで

メール送付先　nyusatsu@city.akitakata.jp（必ず事前に電話連絡の上、送付すること）

持参場所　安芸高田市企画部財政課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791番地）

5　落札者の決定方法

(1)　安芸高田市財務規則第89条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内の額で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2)　開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじによって落札者を決定する。

6　無効入札について

安芸高田市財務規則第92条の規定等に基づき、次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

(2)　入札を取り消すことができる能力を有しない者の意思表示であるとき。

(3)　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4)　入札者が2以上の見積をしたとき。

(5)　他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

(6)　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7)　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(8)　入札が1であるとき。

(9)　入札に際しての注意事項に違反したとき。

7　免税事業者である旨の届出

業務委託契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

8　管理技術者について

(1)　契約金額が 500 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）以上となる場合、本業務の管理技術者は、他の業務（特定後または落札決定後未契約のものを含み、契約金額が 500 万円以上のものをいう。また、管理技術者又は担当技術者を兼務する場合、当該業務を含め、管理技術者又は担当技術者として従事する業務の契約金額の総額が 5 億円、または、件数が 10 件を超えないこと。また、この管理技術者の兼務の制限に関し、契約締結後、管理技術者選任通知書の提出の際に、管理技術者の手持ち業務量に関する届出書を提出しなければならない。

(2)　(1)における、管理技術者が、他の業務の管理技術者又は担当技術者を兼務する場合の、当該業務を含めた管理技術者又は担当技術者として従事する業務の取扱いは次のとおりとする。

ア　契約金額の算定方法

契約期間	受注形態	算定方法
単年契約	単体企業	契約金額
	設計共同体	契約金額×出資比率
複数年契約	単体企業	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数
	設計共同体	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数×出資比率

※ 月数は日数が 1 日以上であれば 1 月として扱う。

※ 円未満は切り上げとする。

※ 複数年契約は、単年度契約後履行期間を次年度に延長したものも含む。

※ 部分引渡し後の契約金額は、部分引渡しに係る業務委託料を除く額とする。
部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分（引渡部分）に相応する業務委託料×（1－前払金 の額／業務委託料）

イ 業務の一部のみに従事する技術者であっても、全履行期間及び契約総額で算定する。

ウ 変更契約により履行期間または契約金額が変更された場合、変更後の履行期間及び契約金額により算定する。

エ 履行期間中に変更契約等により兼務制限を超えた場合、遅滞なく発注者に報告すること。その上で当該管理技術者が業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、同等以上の技術者への交代を求める場合がある。

9　前金払について

1 件の業務委託料が 500 万円以上の業務においては、土木設計業務等委託契約約款（以下「土木約款」という。）第 34 条（建築関係建設コンサルタント業務にあっては、建築設計業務等委託契約約款（以下「建築約款」という。）第 37 条）の規定に基づき前払金の支払を請求することがで

きる。

10　その他

(1)　土木約款第 29 条第 4 項（建築関係建設コンサルタント業務にあっては、建築約款第 32 条第 4 項）の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいう。

(2)　土木約款第 29 条中（建築関係建設コンサルタント業務にあっては、建築約款第 32 条中）1 回の損害額が当初の業務委託料の 5/1,000 額（この額が 20 万円を超えるときは 20 万円）に満たない場合は、第 4 項の「当該損害の額」は 0 として取り扱う。

(3)　指名通知後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒 乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により業務対象場所の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は業務の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。